

建設企業の皆様

公 表

平成30年11月19日

鳥取県内の建設企業を対象とし、 「社会保険加入促進宣言企業」を募集します

～鳥取県における建設企業の社会保険加入推進に向けた取り組み～

社会保険加入に積極的に取り組む鳥取県内の建設企業を対象とした「鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議」が11月16日に開催され、この会議において“社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準”（次頁参照）が採択されました。

この行動基準は、建設企業が社会保険加入促進に積極的に取り組むにあたって、元請・下請のそれぞれの立場において守っていただく内容を盛り込んだものです。今後、更なる取り組みを徹底するため、この行動基準を遵守することを鳥取県内の建設企業に宣言していただくこととなりました。

つきましては、以下の通り、「社会保険加入促進宣言企業」を募集します。

なお、宣言をいただきました建設企業の名称につきましては、後日、中国地方整備局のホームページ等で宣言企業として公表します。

1. 募集の対象者：鳥取県内に拠点を置く建設企業

鳥取県内での施工実績を有する建設企業

※法人であるか、個人であるかは問いません。また、建設業団体に所属しているか否かも問いません。

2. 宣言方法：別紙の「宣言書」に日付、会社名、代表者名、所在地をご記入のうえ、 下記送付先宛てにFAXをお願いします。

3. その他の： **12月19日(水)**迄に「宣言書」をお送りいただいた建設企業の名称につきましては、「社会保険加入促進宣言企業」として、翌年1月上旬頃に中国地方整備局のホームページ等において公表することを予定しています。

なお、12月20日(木)以降も宣言を受け付けますが、公表は翌年2月以降となります。

＜問い合わせ・送付先＞

建政部 計画・建設産業課 森本、大田

T E L 082-221-9231 (代表：平日・昼間)

FAX 082-511-6189 (直通)

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入されること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

宣言書

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業として

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求める、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業として

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提示し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入されること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求める
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成30年11月16日開催の「鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会 社 名

代 表 者 名

所 在 地
